

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		大企業向け賃上げ促進税制
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税 6) (法人住民税:義、法人事業税:義(自動連動))(地方税 7)
② 上記以外の税目		—	
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 青色申告を提出する事業者が、令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度(個人の場合は令和 5 年から令和 6 年の各年)に、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額が前期の継続雇用者給与等支給額から 3%以上増加している場合、その法人の雇用者給与等支給増加額の 15%の税額控除ができる。 さらに、次の要件を満たす場合には、それぞれ税額控除率が上乗せされる。 ①継続雇用者給与等支給額が前期の継続雇用者給与等支給額から 4%以上増加している場合は 10%上乗せ ②教育訓練費の額が前期の教育訓練費の額から 20%以上増加している場合は 5%上乗せ なお、税額控除を受ける金額は当期の法人税額の 20%を限度とする。 ただし、その事業年度終了の時ににおいて、その法人の資本金の額又は出資金の額が 10 億円以上であり、かつ、その法人の常時使用する従業員の数が 1,000 人以上である場合には、給与等の支給額の引上げの方針、下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項を公表している場合として一定の場合に該当する場合に限る。 《要望の内容》 今年の 30 年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、少子化対策にもつながる「構造的・持続的な賃上げ」を実現する観点から、本税制の延長期間を長期化する。 加えて、賃上げを行う企業の裾野の拡大に向けて、中堅企業に対する措置を強化するとともに、赤字等の厳しい業況の中にある中堅企業の賃上げを後押しする観点から、税額控除額が控除の上限額を超えた場合に、控除しきれなかった金額の繰越しを認める措置を創設する。 さらに、仕事と子育ての両立や女性活躍支援に積極的な企業に対する控除率の上乗せ措置を創設する。

			《関係条項》 ・所得税(租税特別措置法第10条の5の4、租税特別措置法施行令第5条の6の4) ・法人税(租税特別措置法第42条の12の5、租税特別措置法施行令第27条の12の5) ・地方税(地方税法附則第9条第13項、第14項、第15項、第16項及び第17項)
5	担当部局		経済産業省経済産業政策局産業人材課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和5年9月 分析対象期間: 「構造的・持続的な賃上げ」を実現する観点から、租特の延長期間を長期化する等の措置を講ずるため未定。
7	創設年度及び改正経緯		・平成25年度 創設: 所得拡大促進税制(給与等支給額の平成24年度からの増加額の10%を税額控除)の創設。適用期限は平成27年度末。 ・平成26年度 拡充及び延長: 給与等支給額の総額増加要件の緩和及び適用期限の2年延長。 ・平成27年度 拡充: 給与等支給額の総額増加要件の緩和。 ・平成29年度 拡充: 給与等支給額の平均額増加要件の厳格化。 ・平成30年度 創設: 大企業分の所得拡大促進税制廃止及び賃上げ・生産性向上のための税制(給与等支給額の前年度からの増加額の15%又は20%を税額控除)の創設。適用期限は令和2年度末。 ・令和2年度 延長・見直し: 設備投資の減価償却費割合要件の厳格化。 ・令和3年度 延長・見直し: 継続雇用者給与等支給額の増加要件を新規雇用者給与等支給額の増加要件へ改組。設備投資の減価償却費割合要件を廃止。 ・令和4年度 延長・見直し: 新規雇用者給与等支給額の増加要件を継続雇用者給与等支給額の増加要件へ改組。控除率の拡充。
8	適用又は延長期間		「構造的・持続的な賃上げ」を実現する観点から、租特の延長期間を長期化する等の措置を講ずるため未定。
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 企業の賃上げを促進することで、企業が上げた収益の労働者への分配が進み、消費の拡大につながり、更なる経済成長が生まれるという「成長と分配の好循環」を実現し、日本経済を成長軌道に乗せていく。 《政策目的の根拠》 ○経済財政運営と改革の基本方針2023(抜粋) 第1章 マクロ経済運営の基本的考え方 1. 本基本方針の考え方 「新しい資本主義」を通じて、経済の付加価値を高め、企業が上げた収益を構造的賃上げによって労働者に分配し、消費も企業投資も伸び、更なる経済成長が生まれるという「成長と分配の好循環」を成し遂

		げる。また、社会全体でこども・子育てを支える社会の構築や全てのこどもがチャンスを得られる教育制度の確保、生活の安定や将来の安心の基盤となる社会保障制度の持続可能性の向上、多様な価値観が尊重される包摂社会の実現に向けた取組等を通じ、分厚い中間層を復活させていく。 第2章 新しい資本主義の加速 1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成 (家計所得の増大と分厚い中間層の形成) 中小企業等の賃上げの環境整備については、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇等の強化を行う。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版(抜粋) I. 資本主義のバージョンアップに向けて 1. 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画の改訂の考え方 新しい資本主義を通じて、官民が連携し、社会課題を成長のエンジンへと転換することで、経済の付加価値を高めつつ、企業が上げた収益を労働者に分配し、消費も企業投資も伸び、更なる経済成長が生まれるという成長と分配の好循環を成し遂げ、分厚い中間層を復活させていく。 (中略) 3. 「市場も国家も」による課題解決と新たな市場・成長、国民の持続的な幸福実現 新しい資本主義は一人ひとりの国民の持続的な幸福を実現するものでなければならない。官民連携による社会的課題の解決とそれに伴う新たな市場創造・成長の果実は、多くの国民・地域・分野に広く還元され、成長と分配の好循環を実現していく必要がある。 III. 人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」 (7) 多様性の尊重と格差の是正 ② 中小・小規模企業等の賃上げに向けた環境整備等 ii) 中小・小規模企業の生産性向上支援策の推進 中小・小規模企業等の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇や、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組む。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進

		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 賃上げに関する企業の計画的な検討を促進するとともに、賃上げを行う企業の裾野の拡大を後押し、「構造的・持続的な賃上げ」を実現する。				
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本件措置により、「構造的・持続的な賃上げ」を実現し、個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う「成長と分配の好循環」の実現に取り組む。				
10	有効性等	① 適用数	(単位: 件)				
			年度	令和2	3	4	5
			法人税	6,126	6,546	精査中	精査中
		所得税	2,279	1,900	精査中	精査中	
		※法人税は財務省「適用実態調査報告書」による。 ※所得税は総務省「道府県税の課税状況等に関する調」による。					
② 適用額	(単位: 億円)						
	年度	令和2	3	4	5		
	法人税	818	980	精査中	精査中		
所得税	5,285	4,798	精査中	精査中			
※法人税は財務省「適用実態調査報告書」による。 ※所得税は総務省「道府県税の課税状況等に関する調」による。							
③ 減収額	(単位: 億円)						
	年度	令和2	3	4	5		
	法人税	818	980	精査中	精査中		
所得税	5,285	4,798	精査中	精査中			
※法人税は財務省「適用実態調査報告書」による。 ※所得税は総務省「道府県税の課税状況等に関する調」による。							
④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 平成 25 年度に創設された本税制措置の成果もあり、平成 26 年以降、平均給与額※は堅調に上昇。						
	(平成)						
		26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	
	万円	415	420	422	432	441	
	(令和)						
		元年	2 年	3 年			
	万円	446	433	443			
	※国税庁「国民給与実態統計調査」における給与所得者 1 人当たりの平均給与額（各年における 1 年間の給料・手当及び賞与の合計額）。						
	《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 賃上げは、税制のみならず、企業収益や雇用情勢等に影響を受けるものであり、税制の効果だけを定量的に図ることは難しいものの、平成						

			25 年度から令和3年度までの9年間で約 90 万件の企業が本税制の適用を受け、その累計の減税規模は約 2.3 兆円となっている。その間、高水準の賃上げを達成してきており、税制も寄与してきたものと考えられる。
		⑤ 税収減を是認する理由等	日本経済を成長軌道に乗せるための要は「新しい資本主義」の実現であり、そのために「成長と分配の好循環」の実現が重要。政府方針として、最重要課題として所得の向上につながる賃上げを促していくこととしており、成長の果実を従業員に分配し、そして未来への投資である賃上げが原動力となって、更なる成長につながるという好循環の実現に資するものであることから、本税制による税収減は是認される。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	企業の賃上げを促進することで、企業が上げた収益の労働者への分配が進み、消費の拡大につながり、更なる経済成長が生まれるという「成長と分配の好循環」を実現し、日本経済を成長軌道に乗せていく、という政策目的を達成するためには、全国遍く政策効果が行き渡る税制措置を講ずることが適当。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	「成長と分配の好循環」による持続可能な経済の実現に向けて、特定の産業・業種を問わず、賃上げの原資が確保できている全ての企業に対して賃上げを促していくことが必要であり、全国遍く政策効果を行き渡らせる観点から、地方公共団体の協力が不可欠。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		前回の事前評価：令和4年2月